新たな沖縄振興策の検討の基本方向について

平成２３年９月
内　閣　府

新たな沖縄振興策については、沖縄県から提案のあった「新たな沖縄振興のための制度提言」や「新たな計画の基本的考え方（案）」、沖縄振興審議会の意見具申等を踏まえ、沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展並びに我が国及びアジア太平洋地域の発展に寄与する２１世紀の「万国津梁」の形成等の観点から、県とも協議しつつ、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府原案として取りまとめたところである。

今後、この基本方向に極力沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進めたい。

うち法制上の措置については、新たな振興法について、平成２４年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進めてまいりたい。

（別紙）

新たな沖縄振興策の検討の基本方向

（内閣府原案）

Ⅰ　新たな沖縄振興計画（仮称）

沖縄振興における県の主体的な役割と国の責務の双方を勘案しつつ、沖縄県が策定主体となり、国が支援する方向で法制的に検討する。

Ⅱ　産業の振興

1　観光の振興

外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、自然環境の保全との両立等の課題を踏まえ、各地域が有する観光資源の特性に応じ、より質の高い施設の立地促進を目指した観光振興地域制度の拡充、本土・沖縄本島路線に係る航空機燃料税軽減措置の延長などの措置を講ずる。

2　情報通信産業の振興

成長するアジア市場を見据えて、ＩＴ関連企業の更なる集積を促進するとともに、産業の高付加価値化や情報通信技術の利活用促進を図るため、現行の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区制度の拡充などの措置を講ずる。

3　国際物流拠点産業の振興

アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、国際貨物ハブ事業と連携した臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域（仮称）制度の創設、航空貨物に関する本土・沖縄本島路線に係る航空機燃料税軽減措置の延長などの措置を講ずる。これに伴い、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度を廃止する。

4　金融業等の集積促進

金融業等の集積及び高度化を促進するため、現行の金融業務特別地区制度を拡充するなどの措置を講ずる。

5　産業イノベーション創出の促進

イノベーションによる新産業の創出、既存産業の高付加価値化を支援するため、産業イノベーション地域（仮称）制度を創設するなどの措置を講ずる。これに伴い、現行の産業高度化地域制度を廃止する。

６　中小企業支援

沖縄の産業発展を図る上で特に重要な産業分野に属する中小企業が行う発展的事業活動を引き続き支援する。

７　農林水産業等の振興

沖縄の気候と地理的特性を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興を図るために必要な措置を講ずる。

食品製造業、琉球泡盛等酒類製造業の振興を図るために必要な措置を講ずる。

８　科学技術の振興

科学技術の振興を図り、沖縄における国際的な研究拠点の形成や地域クラスターの形成に資するため、沖縄科学技術大学院大学等における研究活動を支援するとともに、国内研究機関の誘致や産業イノベーション地域における企業の研究開発等を支援する。

９　雇用の促進

沖縄失業者求職手帳制度など現行制度を延長するとともに、全国を大きく上回る失業率など沖縄の厳しい雇用情勢を踏まえ、様々なニーズに応じたきめ細かな措置を講ずる。

１０　政策金融

今後の沖縄振興においても、沖縄の特殊事情を踏まえた政策金融機能は引き続き重要であり、それを担う体制については、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、沖縄県の要望にも留意して検討する。

１１　エネルギーの安定供給、再生可能エネルギーの利用促進

エネルギーの安定供給維持や再生可能エネルギーの利用促進のため、必要な支援措置を講ずる。

Ⅲ　離島振興、交通ネットワーク

１　広大な海域に散在する沖縄の離島の特殊事情を踏まえ、旅館業に係る課税の特例等の延長や物流・移動コストの低減など、離島振興のための措置を講ずる。

２　鉄軌道の導入については、跡地利用や既存の交通体系との関係、導入空間等を踏まえたルート、公共交通システムの在り方や事業主体、総事業費、事業採算性等の課題があることを踏まえ、引き続き調査検討を行う。

Ⅳ　子育て、人材の育成、医療・福祉等

1　待機児童の解消に向けた保育所の整備等の子育て環境の整備を促進するための措置を講ずる。

2　教育・人材の育成、国際協力及び国際交流の推進等のための措置を講ずる。

3　離島・へき地における医療の確保及び高齢者の福祉の増進のための措置を講ずる。

4　沖縄の文化の振興、自然環境の保全・再生や沖縄らしい風景づくりを推進するための措置を講ずる。

Ⅴ　沖縄振興のための新たな交付金

より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設することとし、具体的な制度設計については、予算編成過程において、全国ベースでの制度設計を踏まえ、国の責務としての沖縄振興の在り方を勘案しつつ、検討する。

Ⅵ　駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化

駐留軍用地跡地の利用については、特に以下の事項に留意し、「沖縄振興特別措置法」及び「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」に規定している駐留軍用地の跡地利用に関する規定を一元化した新たな法律の整備を検討する。

①駐留軍用地跡地の利用及び円滑化のための国が果たしていくべき責務並びに関係機関間の役割分担及び相互の協力・連携等

②返還前の基地内立入調査に係るあっせんの手続きの明確化

③大規模跡地及び特定跡地の制度等については枠組みの継続

④国、県、跡地関係市町村の跡地利用に係る協議・調整の仕組み

Ⅶ　出先機関の見直し

国の出先機関改革における沖縄総合事務局の扱いについては、沖縄の振興を国の責務として果たすための実施機関として設置された経緯に留意しつつ、昨年１２月に閣議決定された「アクション・プラン」を踏まえ、諸課題について検討する。

※次期法制については、１０年の期間を対象とする。また、一定期間（５年程度）経過後に、必要な検証・見直しを行う。

政策金融改革の流れ

『政策金融改革の基本方針』
経済財政諮問会議(H17.11.29)

『行政改革の重要方針』
閣議決定(H17.12.24)

『行政改革推進法』成立
(H18.5.26)

・政策金融の機能の見直し、縮減

・対GDP比半減目標

・政策金融機関の再編の基本方針
①5機関を統合し、一つの新政策金融機関へ
②商工中金と政策投資銀行は完全民営化
③公営企業金融公庫を廃止

・危機対応体制の整備

政策金融改革における組織の改編

平成20年9月まで

○ 8機関の貸付残高合計90.2兆円
※数字は平成16年度末の貸付残高

統合

- 国民生活金融公庫（9.6兆円）
- 農林漁業金融公庫（3.3兆円）
- 中小企業金融公庫（7.5兆円）
- 沖縄振興開発金融公庫（1.4兆円）
- 国際協力銀行（19.8兆円）
  - 国際金融（8.5兆円）
  - 海外経済協力（円借款）（11.3兆円）

民営化

- 日本政策投資銀行（14.0兆円）
- 商工組合中央金庫（9.6兆円）

廃止

- 公営企業金融公庫（25.0兆円）

新体制（平成20年10月以降）

○ 平成20年度末における政策金融の貸付残高のGDP比を平成16年度末に比べて半減

株式会社日本政策金融公庫

- 政策金融の的確な実施と効率的な事業運営の両立
- 明確な経営責任と透明性の確保
- 統合効果の発揮と利用者の利便性の向上
- 民間補完に徹しながら業務の必要性を不断に見直し

(注)法令上は「沖縄公庫は平成24年度以降に統合」するとされている。

※「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（平成23年9月）
今後の沖縄振興においても、沖縄の特殊事情を踏まえた政策金融機能は引き続き重要であり、それを担う体制については、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、沖縄県の要望にも留意して検討する。

⇒業務を拡充の上、平成24年4月分離

国際協力銀行

独立行政法人国際協力機構（JICA）に統合

株式会社日本政策投資銀行
（特殊会社化）

株式会社商工組合中央金庫
（特殊会社化）

完全民営化
（政府保有株式の全数処分）

完全民営化
（政府保有株式の全数処分）

・平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府出資の全部を処分
（ただし、平成26年度末までに、それまでの取り組みを踏まえ、必要な検討や措置を行う。それまでの間、政府出資の処分を停止。）

廃止

（新組織）
地方公共団体金融機構

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立
（注）海外経済協力（円借款）については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立

・地方公共団体は共同して資金調達のための新組織（地方公営企業等金融機構）を自ら設立。（平成20年8月）
・新組織は、公営企業金融公庫の権利及び義務を承継。
・国は新たな出資・保証等の関与を行わない。
・平成21年6月から一般会計向け貸出を業務追加。名称を地方公共団体金融機構に変更。

政策金融改革における沖縄公庫の取扱い

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革 の推進に関する法律（平成18年法律第47号）抄

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第11条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第４条第１項に規定する沖縄振興計画に係る同条第３項に規定する平成14年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

２　沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第８条第２項ただし書、第９条第２項ただし書及び前条第２項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

３　第１項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。